

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける廃止措置に係る行政相談
2. 日時: 令和4年7月20日(水)17時20分～18時15分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
真田安全審査官、本多主任安全審査官  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部  
施設管理課マネージャー 他10名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
・詰替・洗浄設備の新設に関わる新規制基準適用範囲について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。原子力規制庁の恩田です。今日は原子力機構の先生人形峠環境技術センターの
0:00:12	当間は措置で計画が認可されて廃止措置計画に従って作業されてるところなんですけれども、
0:00:21	その会措置においてその詰め替えとかですね洗浄する設備の設備新設に関して、ご説明いただくということで面談んと時間を取りました。
0:00:32	従いまして減少機構さんの方から資料いただいておりますんでちょっと説明を進めていただければと思います。お願いします。
0:00:39	はい。原子力機構の東出です。今ちょっとご説明いただいた通りですね今人形峠の加工施設は廃止措置中で、その中の一環としてですね派遣率6フッ化ウランのですね事業についても一応検討しているところです。
0:00:53	この6Wのですねいずれたちに対してん関してですね江藤設備として詰め替え洗浄設備が、
0:01:00	真実必要があるという状況になっておりますので、その設備に関してですね土橋と新規制基準の間、適用範囲でですね、ご相談させていただきたいと思えますまず機構の方からですね、
0:01:13	ご説明したいと思えますので、人形峠の方から資料に基づいて、もちろん使って説明をお願いします。
0:01:20	はい。こちら、人形峠センターの青柳です。事前に送付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。
0:01:33	資料まず冒頭は資料を読み上げる形で紹介させていただきます。
0:01:38	タイトルは、詰め替え洗浄設備の新設に関わる新規制基準適用範囲についてということでございます。
0:01:46	まず冒頭初め、1ポツですけども、人形峠センターでは、
0:01:52	ウラン濃縮原型プラントをこちらでの6ふっ化ウランの詰め替え洗浄設備を新たに設置するということに関しまして、新規制基準の適用範囲について、
0:02:04	以下に私ども機構の考え方を示させていただきたいと思えます。
0:02:08	続きまして2ポツ、詰め替え洗浄設備の新設に係る新規制基準の適用範囲についての考え方ということで、
0:02:17	まず2ポツ1詰め替え洗浄設備の新設設備についてということで、
0:02:24	新たに設置する、今検討を進めてございます新たに設置する詰め替え洗浄設備につきましては、新規制基準技術基準ですけどもこちらを踏まえて設計するというふうに考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	続きまして2ポツに、J Pの建屋及び性能維持施設の一部についてということで、
0:02:46	こちらは詰め替え洗浄設備というのは、既存のこのデーピー建屋内に新たに設置するというふうな計画でございますけれども、
0:02:55	性能維持施設の一部、こちらを使用する予定でございます。
0:03:01	で、デーピー建屋及び性能維持施設の一部、こちらについてはですね、改良を加えずにそのまま使用すると、いうふうに考えてございます。そういうことですので、
0:03:12	こちらの建屋及び性能維持施設の一部に関しましては、令和3年1月に認可いただきました廃止措置計画の
0:03:21	維持すべき機能をについてこちらは変更しない。すなわち新規制基準、いわゆる技術基準への適合は要求されないというふうに私ども考えてございます。
0:03:33	続きまして2ポツ3、許認可手続きについてですが、本件に関する詰め替え設備の設置に関して、の許認可手続き、こちらは、
0:03:43	廃止措置計画変更認可申請、こちらで対応するというふうに考えてございます。
0:03:50	最後に、設備の共用についてということですが、こちらはですね、私ども人形峠センターでは、今言いましたその加工施設以外に使用施設においてもですね6フツ化ウラン、こちらを貯蔵してございます。
0:04:05	これらもですね、加工施設と同様に、新設するその加工施設に申請する詰め替え洗浄設備、こちらを主要施設と共用施設として利用しまして、同様に、原子力事業者に譲り渡すということを検討してございます。
0:04:20	以上のように、2ポツ以降に示させていただきました。新たな設備の設置について、あと、設置する建屋の
0:04:31	既存の建屋のお考え方について、許認可の手続きについて、私どもの考え方を概略ご説明させていただいたということでございます。以上でございます。
0:04:44	規制庁のホンダで再説明ありがとうございます。
0:04:48	規制庁側から何かあればお願いいたします。
0:04:52	ちょっといいですか。はい。
0:04:56	真田ですけれども、
0:05:02	一応一通り機構の考えを示すというので話をしていたんですけど、
0:05:09	何か確認したいことがあるんですか行政相談という名目だったんですけど、一通り機構としての考えを示すっていうので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	話してもらって、何かこれについては何か見解を確認したいとか、
0:05:25	いうところはあるんですかね。
0:05:29	もうクリアに考え方が整理されてるような気がして、
0:05:34	考え方が整理されて規制庁に何か法令解釈を確認することも必要なくてあとは申請の準備が、申請、
0:05:46	申請の準備がもうできたら、着々と申請する。
0:05:50	ていうようなことを宣言されたんでしょうか。
0:05:54	そうとらえて大丈夫ですかね。
0:05:57	はい。人形峠の青柳です。
0:06:00	まさにおっしゃる通り、私どもは今ご説明申し上げた通り、考え方をです、整理してございます。
0:06:09	ただ、何分ですね、廃止措置段階においてですね、新たに設備を設置して、前回概略をご説明申し上げた通り、新たな設備でですね、
0:06:24	6ふっ化ウランの詰め替えを行うということに関して
0:06:28	それなりの規模、年間500トン規模のですね6フッ化ウランを取り扱うということに関してですね、我々としては、
0:06:38	どういう位置付けなのかというところがですね、なかなかちょっと踏ん切りがつかないということと、
0:06:44	そもそも、
0:06:49	建物ですね、この既存のこのデーパー建屋に対してですね、こういった多量の核燃料物質を取り扱うということに関して、
0:06:59	廃止措置の認可段階とは話が違う。その新規制基準としての耐震性能が、後になって要求されますと、
0:07:12	今進めている計画というのが大きく変わってくるということになりますので、そこら辺ちょっと不安なところがございまして相談させていただいたということでございます。
0:07:24	だからもう、規制庁の佐田ですけど、何でそのロジックとしてはその、
0:07:30	要するに、加工施設の廃止措置計画初めての例なので、確かなので、廃止措置計画は認可がおりました。
0:07:41	廃止措置計画の変更認可申請は初めてになりますと、
0:07:47	ということですね。その時にどういう手続きが必要なのか、っていうのを考えると、
0:07:56	炉規法の、
0:07:57	他の許可を終えている廃止措置計画の話の話を参考にする。
0:08:02	と思うんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:04	そうなるとその下位措置計画で計画は出てるんだけど、設置工事に変わるような何か増設みたいなものが伴うときにはどう申請されているのか。
0:08:15	って言ったら、技術基準をベースに申請されてるわけですね。
0:08:20	従って、その廃措置計画、
0:08:23	詰め替え設備なり洗浄設備が必要ですよっていうのは計画の中で当然示し、それは認可をしましたと。
0:08:32	具体的に新設する時には何の基準をさ、参考とするのかと言われれば、アンドウの廃止措置計画も技術基準を使っているんで、それはそれでいいですね。
0:08:43	で、他の
0:08:46	増設するもの以外についてはもう廃止措置計画認可されているので、
0:08:52	申請の対象でもないはずなので、
0:08:56	技術基準に適合するように耐震補強すべきみたいな話にはならないわけですね。当然しかもこれ廃止措置に向かっているプラントの話だから、
0:09:08	真に廃措置をする上で必要な設備も計画上、宣言しているものについては、
0:09:16	準拠すべき基準が今技術基準しかないのをそれを使いますっていうことだと思うんです。
0:09:22	あとはやっぱりその廃止措置計画に廃止措置であるっていうことをかんがみると、
0:09:29	新規制基準に適合するのはいいんだけど後はちょっとどうやってその
0:09:34	何ていうか、
0:09:37	何て言うんですかね、ずっと運転段階ではないんで、あとは堂々フルスペックでやるのかそれとも、
0:09:44	ちょっと前うちの担当の調査官から話がありましたけど、
0:09:49	設備を
0:09:51	少し細かく見てこれについては、耐震何類でこれについては耐震何類だとか、
0:09:57	何かいろいろちょっと整理ができるはずなので、
0:09:59	だから少なくとも機構がいいように
0:10:05	申請対象でなくても廃止措置計画を受けたものについて、新規制基準に適合するべきみたいな話は、
0:10:13	普通に考えると出てこない。
0:10:16	と思うんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:19	何かこういうことを言われたんでしょうか。誰かから。
0:10:25	はい。こちら人形峠の青柳です。まさにおっしゃる通りでございます。ただ、我々としても、今、これからですね、設備の基本的な設計を行って、
0:10:38	順次詳細な設計に移っていくという段階において手戻りのないようですね、しっかりとですね、確認をしていきたいなというところがございまして、
0:10:48	私どものこの認識とですね、規制庁殿のお考え、それに総合っていかずれがないということですねしっかりと、
0:10:59	確認していききたいというふうに考えた次第でございます。特にどっか外部からそういうふうな指摘があったとかそういうふうなことではございません。
0:11:09	浅野土井。
0:11:11	で悩んでるのは今度あれですか
0:11:14	攻め替え洗浄設備とDP建屋の耐震設計の、
0:11:21	分類が変わるってそういう話なんですか。
0:11:24	いや詰め替え洗浄設備を固定する建屋、
0:11:29	の方が、
0:11:34	耐震性が劣るから、それを強化すべきみたいな話に、
0:11:39	なるわけないですよっていうことを聞いてるんですかね。
0:11:44	はい。人形峠の青柳です。まさにおっしゃる通りでございます。
0:11:49	な、
0:11:51	だからそこは何かちょっと層位
0:11:54	確かにその
0:11:58	大量の核燃料物質を詰め替えとか洗浄とかするわけだから、
0:12:02	一定の耐震性は求められるんだけど、ちょっとロジックとしてちゃんと説明するってことですよ。
0:12:09	詰め替えと洗浄設備を固定している建物を、
0:12:14	もう当然その耐震上関係ないわけではないので、
0:12:20	だからちょっと他の人たちをどうやって整理しているのかわからないんだけど、
0:12:26	廃措置計画にもかかわらず、建屋を耐震補強しろって話は絶対ならないので、
0:12:31	そうはならないはずなんですけど、
0:12:34	だから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	何なの、何が答えなのかわからないけど、
0:12:41	結論としては
0:12:43	建屋を耐震補強するって話にはならないんですけど、当然その
0:12:48	建屋も含めた上で耐震性見るはずだから、
0:12:54	あそこをどう整理するかですよ。
0:12:57	その調査課の話したのはあれですよ。
0:13:03	本当に耐震性でみないといけないところはちゃんと見えるけど他のところは別に3類で良いですとか耐震Cです。
0:13:11	従って開発提案と同レベルですとかそういうのはあるのかもしれないんだけど、
0:13:16	ただちょっとその、
0:13:19	万万が一建屋の耐震性を上げるべきっていう話はないと思うんですけど、
0:13:27	ちゃんとそこは回答できるロジックをちゃんと組み立てておけばいいんじゃないですかね。
0:13:38	はい。人形峠の青柳です。ちょっとそこら辺、ロジック、整理してみたいと思います。
0:13:50	いや、詰め込み。
0:13:52	すいませんです。ですよ。はい。人形の神田でございます。
0:13:59	建物もそうなんですけども、
0:14:02	詰め替え設備に関して、新しい設備をせ、建てるっていうか造成すると。
0:14:12	いったところと、既存の設備を当然使う部分もございます。
0:14:18	そういったときに、当然新しい部分の設備に関しては、新規制基準対応を何らかの形でやらないといけないと思うんですけども、
0:14:28	使用する既存の部分の設備ですね。うん。そういったところまで、新規制基準対応が求められるのかどう求められないのかっていったところが、
0:14:38	ちょっとわからないんですけどその点はどうなんでしょうか。だからその、
0:14:44	何か実際設計段階に入らないとちょっとわからないんじゃないのか
0:14:52	何て言うんでしょうか。
0:14:55	何か具体的な話がないとわからないんじゃない、要するにその廃止措置を行うわけですよはい措置を行うというので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:05	ある作業だと、すごいわかりやすい例を核燃が閉じ込められているので、その状態では問題ないんだけど、廃止措置、ある工程をするときには当然その、
0:15:18	各年が、
0:15:22	飛散する恐れがある。
0:15:24	可能性がある、Cも出てくるかもしれないじゃないですか。
0:15:28	そのときには、一概に新規制基準に適合しなくていいというわけではなくて
0:15:35	方法に応じて何かしらの対策を講ずれば、
0:15:40	いいはずなので、
0:15:42	だからその一律その新規制基準に適合しなくて良い。
0:15:46	というわけではなくて
0:15:54	最低限その従事者とかあの周辺監視とかの線量評価みたいのは当然あるわけだから、
0:16:01	そこが著しく損なうのであれば、それなりの対応は必要だと思うんですけど、何かちょっとゼロイチでその新規制基準に適合、
0:16:12	すべきすべきでないっていう話もないような気がしますけど。
0:16:16	ただ、多分何度も言いますがその住みかえ設備については、新規制基準を参考に対応するというので、他のものは当然新申請対象でもないんで新規制基準適合性必要はないですと。
0:16:29	ただその作業のモードによって何か措置を講じなきゃいけないっていうことであれば、
0:16:35	新規制基準とは言わずとも必要であれば何か対策をとるっていうことだと思うんですよ。
0:16:41	何かちょっとゼロイチでその新規制基準適合、まあ、直感的には何も対策する必要ないと思ってますけど保安規定とかで対応すればいいとか、
0:16:51	いう話で、何かその改造工事は必要はないと思うんだけど、
0:16:57	やっぱりそこはちょっとその詰めかえ、
0:17:00	洗浄設備を増設して具体的にどういう行動をとるのか。
0:17:05	いえ、
0:17:06	ところで、保安規定とかもあるはずだから何か
0:17:13	何か措置を講じなければいけないっていう話はならないと思うんですよ、機構のそういうロジックなんじゃないですかその、何か今詰め替えと洗浄設備作る上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:23	安全上何か重要なものがあるんですね、何かこれ以外の設備対応を講じないといけないみたいな話になってるんですか。
0:17:36	人形の神田でございます。
0:17:39	もともとですね廃止措置は当然核燃料物質は取り扱わないっていうのはそうなんですけど、今後その詰め替え洗浄設備を作るってなりますと、UF6を取り扱うといったところがございまして、
0:17:53	そのUF6を取り扱う場合は、加工事業者に対してそのUF6の取り扱いに対して、何らかの化学毒ですね、いろいろ使う場合は、
0:18:07	その化学毒の対応っていったところが、運転する加工事業者にはそういった対応で、報告書が求められていて、それで、それに対して、
0:18:19	加工事業者に対して、加工事業者はですね、有力の対策として、例えば、そういった層的なところにですねぼうぼう攻撃とかそういったものも設けて、
0:18:30	とかですね、そういった対応がなされてるんですけども、今度人形の場合、そういったUF6を取り扱う場合ですね。うん。それなりの核燃料物質以外の
0:18:44	例えばHMに対してですね、そういった対策的なものも考慮必要を考慮する必要があるのかどうなのかっていうところ自体も、
0:18:58	ちょっとよくわからないもんですから、そういった点はどうなんでしょう。何か。何でこれは規制庁佐賀ですけど、答えがある話じゃないんだけど、
0:19:06	もちろん廃止措置段階だから
0:19:09	USVIを扱うっていうことで、
0:19:13	エシクの影響はどうなんだみたいな話は当然それは無視できないわけですよ。
0:19:18	なのでその対応としてその何か常設のしっかりしたモニターを、
0:19:23	捨てる。
0:19:25	べしということもあるのかもしれないんだけど、廃止措置段階なんですね、そういうことではなくて、
0:19:33	何か簡易的な対応と、可搬型にするとか、何か保安規定対応するとか、
0:19:40	そのグレードはちょっと事業者で考えてもらうっていうことだと、
0:19:45	廃止措置段階でも、それ東海のガラス固化と一緒に思うんですけど廃止措置段階でも、ガラス固化をするっていう作業があるのであれば、
0:19:55	新規基準とは言わないまでも、必要な対応はとってもらう形ですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:01	U F V I を使うっていう廃措置段階だけでもいう V I を使うということに対して、
0:20:08	化け学的な毒の話とかが、想定されるのであれば、
0:20:15	それ相応の対応は、
0:20:17	議論があると思うんですね。
0:20:18	ただ別にその運転段階じゃないので、フルスペックでやるべしっていう話は多分ならなくて、
0:20:26	それ層の対応でいいと思うんでそこは多分その機構の中で、どうチョイスしてどう申請してくるのか。
0:20:34	ていう話だと思うんですけど何か全く対応とりませんっていうことは、
0:20:39	それはそれで良いっていう判断もあるのかもしれないんですけど、ちょっとそこは今わかんないんですね。
0:20:51	人形の神田でございます。
0:20:54	よくわかりました。
0:20:57	ただやはりちょっと我々もちょっと相場感っていうのがよくわからないところがあってですね、いろいろやっぱりそういう事例を基もとにですね、例えば火災対応はどうなの。
0:21:09	こういったところまでが必要なのかどうなのかっていうことをですね、運転第一課ではですねすっきりその新規性基準の対応っていうのはよくわかるんですけど、
0:21:20	措置段階では、どこまで求めればいいのかっていうその相場感ですね、そういったところがちょっとよくわからないっていうところがございまして今後その設備設計をやっていく上で、
0:21:31	その、その対応の部分をですね設計に生かさないといけないっていうところもございまして、それが、設計が終わった後、また、
0:21:43	要求事項によりですね、対策が増えてくるとですねまた設備設計のやり直しっていうところもございまして、あらかじめ確認しておかないといけないので、
0:21:54	ところがあるのかなといったところで、今回確認をさせてもらった次第なんです。うん。それともう 1 点
0:22:02	通常ですね、加工事業の変更許可を行う場合は、新規制基準対応ということで、位置構造及び設備の技術、
0:22:14	基準ということで、許可基準規則ということで、新規制基準対応されてますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:22	施工人の場合は、今度は加工施設の技術基準にのっとって対応するといったところだと思うんですけど、今後、
0:22:32	今後その廃止措置計画に関しては、設工認並みの申請の内容を網羅するという、中身を書くといったところはあるんですけどそういった場合、
0:22:46	その技術基準の中身を書くのはわかるんですけども、位置構造及び設備への基準に関しても、そこら辺の中身までも必要になるのかどうなのかっていったところは、
0:22:59	よくわからないんですけども、そこその点はどうなんでしょうか。
0:23:04	その点は傾聴ですけど、
0:23:08	廃止措置段階でその位置構造設備の基準を、
0:23:12	確認した上で廃止措置計画認可をしている事例ってあるんですけど。私が言う話じゃないんですけど。
0:23:20	規制庁、犬飼でございます。もともとその事例はよくわかりませんが2号の場合は、加工事業変更許可よ、やってませんので、当然新規制基準対応に則った加工事業変更許可はやってません。
0:23:35	それで、ただし、廃止措置に移るということで、性能維持施設に関しては、技術基準、
0:23:43	に則ってではないんですけども、
0:23:46	次加工事業許可の内容、それから設工認の内容の、に求められている性能、そういった性能を、磯Gの、
0:23:56	性能の中に、そういった施設設備に関してはその性能を入れてます。だから、技術基準が求められる性能を、
0:24:05	廃止措置の申請書の中には盛り込んでいないという状況です。
0:24:12	だから
0:24:17	まああの規制庁ですのサナダですけど、
0:24:21	人形さんの言うこともよくわかるんですけど、
0:24:26	だからうちらもあんまり答えられる話がないと思うんだけど
0:24:35	次は規制庁的にその技術基準で対応してるってのはファクトとしてあるからそれはそうなんですわね。
0:24:43	廃止措置についてはこれは考えなくて良いとかですわね技術基準で明快に書いていけば、
0:24:49	野木、廃措置段階においてはU S V I 何とかについては何か考えなくて良いとか、メーカーに書いていけばそういうことになっております説明があるんだけど、
0:25:01	そうはなっていないという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:03	いや事例も多くないんでそうはなっていないってことであれば割とその何か運用の話になってきちゃうんで。
0:25:10	だから後は実際の審査にどう運用するかっていう話。
0:25:14	じゃないかと。
0:25:16	今排出廃止措置を担当してた
0:25:21	検診部門を担当とかに聞く限り廃止措置段階であって、
0:25:26	技術基準を参考に施設も、フルスペックじゃない対応を取った上で認可をとっているから、だからこの機構の通りこれから具体的な作業に入るんだけど、
0:25:37	審査でどう後出しジャンケンされるか対応が変わっちゃうんでわかりません。
0:25:43	ていうのは、気持ちとしてはわかるんですけどどちらも何かそう、具体的に何か
0:25:49	技術基準で廃止措置段階についてはこうこうこうでいいと書かれてるんであれば、クリアカットに回答できるんですけど、
0:25:57	そうじゃないから、
0:25:58	従ってその審査の中で、運用で何とかその折り合いつけてって話になると思うんです。
0:26:05	今普通にかん普通って今までの、
0:26:09	他、
0:26:10	他事業の申請の実績なり審査の実績見た廃止措置なんだから、廃止措置、
0:26:17	相当のグレーデッドアプローチして、対応するっていうので認可取ってるわけだから、
0:26:25	普通に考えるともうそ層序技術基準を参考にして、
0:26:29	グレーデッドアプローチかけて、申請して、
0:26:33	それじゃ足りないじゃないかっていうのは、今私はそう、決して思わないんですけど。
0:26:42	だからだからこれ廃止措置としてはこれ十分なんですっていう説明し切ってくしかないんじゃないですか。
0:26:47	それがもうちょっと説明し切れないんであればフルスペックで申請するって話だと思うんですけど。
0:26:54	でも機構としてもその何かフルスペックで申請。
0:26:57	するつもりがあるんであればね別に問えませんが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:01	ちょっとうちもうなんかあんま回答できないんだ、少なくとも位置構造設備については、
0:27:08	適応して認可の基準なんかになってないような気がするんで、
0:27:12	変更許可の基準なので、
0:27:14	位置構造設備に関
0:27:16	減らして、不十分なのでこれは認可しないっていう判断にはならないと思います。
0:27:26	人形峠のアオヤギです入れ替わりで、すみません、
0:27:31	今、いろいろ
0:27:34	述べていただいたのは重々わかるんですけども、冒頭申し上げた通り、私ども今基本設計の段階に入ってきてございます。
0:27:45	そういった中で、冒頭申し上げた建物、今のデーピーの建物に、
0:27:52	関して、その後戻りがないようにしたいなというふうに考えてございます。ですのでいろいろその個別の具体的な検討を踏まえて、
0:28:05	何でしょう、新規性基準グレードの耐震性能が、
0:28:12	後になって必要になったということになりますと、
0:28:15	さすがに、デーピー建屋規模の建物を耐震改修をすると。
0:28:21	ということになります。とてつもない費用が発生しますので、
0:28:26	そこで後戻りして、なおかつ工程も遅れてしまうところちょっと我々としても今の計画の段階で非常に厳しいなというふうに思っているところがございます。
0:28:39	そういった意味では、今の入口の段階で、そのDPの建物に関して、0か1かというのはなかなか難しいかとは存じますけれども、
0:28:50	そこら辺をちょっと明確にしていきたいなところが私どもの考えでございます。
0:28:57	規制庁ですけれども
0:29:02	別に私も認可を与える権者じゃないので今ここで何か言ったとしても、
0:29:07	何の効力も把握しないんですけど、
0:29:09	普通に考えるとこのDP建てを回収すべきっていう話にはならないですよ。
0:29:15	ならないんで機構が心配してるような話には、
0:29:19	なるとは到底思えないんですけどね。
0:29:24	だからその詰め替え設備については当然その詰め替えたりするんだからそれはそう見てもらうんだけどそうはい措置段階に至ってるものを早く、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:34	計画的に廃止してくださいという。
0:29:40	何つったら、
0:29:41	規制庁的にはは計画的に廃止してくださいという。
0:29:46	スタンスに立ってますんで、それをさもその増設すべきであるみたいな話に、
0:29:52	いくと、当然思えない。
0:29:55	思えない、思えないので、そこは心配しなくていいと思いますけど。
0:30:02	ただ、これは何か何か基準なりなんかがあるわけでもないの、何の、この拠り所もないですけどそういう審査にはならないと思いますよ。
0:30:17	ありがとうございます。すいません人形峠アンドウです。すいませんちょっとうまくお伝えできていない部分がちょっと冒頭あったかと思えますけど、ちょっと補足なんですけれども、
0:30:27	アオヤギの冒頭申し上げた詰替と線上で新しい設備を作る。
0:30:33	今ある設備を1度と取り払ってそこに当たらせ施設で作ります。で、年間でその取り扱いウラン量先ほど500t言うと申し上げましたけども、
0:30:44	おそらく今考えてるのは、今ある、今許可をいただいている、取り扱いの量よりも少し大きくなることをイメージしております。
0:30:54	そういう意味で
0:30:56	先ほどからカンダとかアオヤギが申し上げたような、不安とか懸念とかちょっとあってということ、ちょっとすいませんうまくお伝えできていなかったと思いましたんで設備規模についてもう一度申し上げました。はい。
0:31:10	なんで建て規制庁ですけどちょっとどういう耐震クラスでどういうんなのかよくわからないんですけど、
0:31:16	建屋はその詰め替え洗浄設備は接してるかもしれないんですけど、
0:31:21	基本的に何か地震とかあってトラブルがあれば
0:31:25	冷たいとか洗浄を止めちゃえば、その中にとどまるわけであって建屋で何か
0:31:32	し、遮へいしてるわけでも何でもないはずなので、
0:31:36	だからその建屋が何か機能持ってるんだったら話は別ですけどそうでもないはずなんで、実態その
0:31:45	詰め替えとか洗浄、
0:31:47	その中のインベントリーとか何とか考えると、詰め替えとか洗浄設備のところだけ見て、
0:31:53	何か建屋が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:55	何か重要な機能を持ってるわけでも何でもないんで、
0:32:00	その建屋を介しは耐震改修すべきみたいな、
0:32:05	ロジックには何かならないような気がしますけどね。
0:32:16	人形峠の青柳です。また入れ替わりですいません。ご解説、ありがとうございます。承知いたしました。はい。
0:32:38	原子力機構の東です。ちょっと確認ですけど、今回、
0:32:43	ちょっとこの新しい設備に関して新規制基準をどこまで適用反映すればいいですかというのが、今回の行政相談だったんですけども、
0:32:52	今時点ではちょっと個別に例えば、耐震はここまでとか落とし込みはここ足してもいいしなくても引き続き個別のやつはちょっと現時点だと。
0:33:03	ちょっと明確には多分行政相談の判断だけレベルではちょっと答えられない。
0:33:08	けども、申請の時に機構との考えを示して、これに関して、例えばとじ込みはこれで対応します地震大信値こういった理由で、不要なデータ
0:33:21	敷地にはもう基準には該当しませんみたいな説明をしていくっていうような流れなんですかね。
0:33:27	あとは規制庁の嵯峨です。だと思えますよ。
0:33:31	少なくとも詰め替え洗浄設備は作るの、これは当然ハードの対応があるんだけどそれ以外はね。
0:33:38	ソフト対応を、
0:33:40	を含めて説明するとかあと説明だけでちゃんと乗り切れるとか、
0:33:45	ていう話。
0:33:46	何とかかなと思う。物理的に
0:33:51	詰め替え洗浄のやつは、当然ハード作るの、それはハード対応なんてそれ以外の話は説明で普通に何とかできますとか、
0:33:59	あとアンケートソフトの話何とかしますとか、
0:34:02	もし何かトラブルがあったとしてもそれは、
0:34:06	保安形で廃止措置段階の保安で基づく事故異常対応で何とかするんだとかですね。
0:34:12	いかようにでも説明できるはずなので、
0:34:17	だから
0:34:19	長々を話をしましたけれどもそんなに、
0:34:23	問題のある内容だとは私は思いませんでした。
0:34:28	なんで機構の書いてる上井の通りで、何かその問題があるとは決して思いません。思いませんでしたね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:39	はい。人形峠の青柳です。ありがとうございます。とはいうものですね、しつこくて申しわけございませんが、先ほど神田の方からいろいろ個別の設備の個別のところを、
0:34:54	案件に関してですね、やはり新規性基準フルスペックではないにしても、ある程度の何ていうか、リスクに応じた
0:35:04	対応というのが必要になってくる。そこら辺の相場感がですね、ある程度をはっきりさせておきたいなというところもございまして、
0:35:15	今日のこの資料では全然具体的なお話全然できませんので、ちょっとこの後追ってですね、幾つか
0:35:25	その具体的なですね、設備とその条件っていうんでしょうかそういったことをですね、
0:35:32	再度ですね、お示しさせていただきまして、数を追って相談をもう一度お掛けさせていただければなと思っているところですがよろしいでしょうか。はい。
0:35:46	具体的なものが固まってきたらぐて的なもので、今は具体的なものがないから、この感覚的にこういう議論になってんですけど、
0:35:56	具体的なものが出てきたら具体的なもので相談してもらおうっていうものは、
0:36:01	いいと思うんですけど、ただその、
0:36:05	こちらも多分、回答できるものとできないものが絶対出てくるはずなんですよ、これで認可して、0なんですかって言われても0なのかどうかは判断できないんでその、
0:36:16	正確には審査して、認可する者に、よろしいですかっていう、認めてもらわないといけないんで。
0:36:24	これが0なのかバツなのかみたいのをクリアに言われても、回答できるものできないものがあるとは思いますがそこは承知の上で、
0:36:33	聞いて欲しいですけど具体的なものが決めました。
0:36:37	この設計はこれでもう全く問題ないんですか、認可してもらえますかと言われても、回答できるものできないものがあるって、
0:36:45	だからその多分一般的な回答にはなっちゃうと思うんですけど一般的な回答になっちゃって、
0:36:50	機構の感覚と大体合ってるなっていう話は、
0:36:54	できて、
0:36:55	そういう話が事前できるとスムーズに、
0:36:59	そのままし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:01	審査するのはこっちだからスムーズに審査は行くと思うんだけど
0:37:06	だからその行政相談をしてもらうのは、
0:37:10	問答を開けてますので、いつでも来てもらえばいいと思いますけど、ただ回答できるものと回答できないものが出てくると思います。はい。
0:37:21	はい。人形峠の青柳です。ありがとうございます。おっしゃる通りでございます。私どももこの行政相談の場で、白黒つけるとかですねマルバツを、
0:37:32	明確にさせていただくというふうなことは当然できないということは、重々理解しております。繰り返しになりますけどもやはりちょっとそういう
0:37:41	下限っていうんでしょうか相場感というところを、ある程度ですね、我々としても、
0:37:49	何ていうか、把握していきたいというところ、そういったところですね、次回、少し具体的に踏み込んだ内容でですねご相談させていただければなというふうに思っております。
0:38:03	あとは、
0:38:06	規制庁ですけどそのときに、
0:38:10	悩ましい論点があるんだったら、やっぱりその、
0:38:16	申請者であり
0:38:19	多数の経験もあるトップランナーである原子力機構がもう、こういう悩ましい技術的な問題あるんだけど、こういう対応で何とかできます。
0:38:29	ていう解決策までね、ちゃんと
0:38:32	もう、
0:38:34	提示した上で出してもらった方がいいと思います。ちょっとそのいろいろ悩ましい問題上がるんだけどどうしたらいいかわからないみたいな話をされても多分回答できないので、
0:38:44	もう大体落としどころってのはこういうものなんです。
0:38:47	ていうので、もうクリアに整理しきって、
0:38:51	行政相談してもらおうといいと。
0:38:54	はい。
0:38:57	はい、人形峠の青柳です。おっしゃる通りでございます。可能な限りですね、私どもの機構の考えとして整理して、
0:39:08	それに関して、具体的にご相談をさせていただくというふうにしていきたいと思います。
0:39:21	はい。規制庁本多ですけど、ほかにありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:28	池本人間の方は何かありますか追加で。
0:39:31	はい。こちら人形峠アオヤギです。本日、相談する内容は以上でございます。
0:39:40	はい現職の東です。今日はすいません今日は行政等々の対応ありがとうございます。では
0:39:47	本郷なんですけれども、一応今回の白崎と、ある意味ちょっと派閥分後であったので、これはちょっと、
0:39:56	もっと具体的なことをちょっと記載したその資料を準備いたしますので、そうは言ってもさっき言った通り
0:40:03	行政側のまだ段階なので、
0:40:06	申請しないとちょっと白黒つけられない部分はあると思っておりますので、あくまでも行政相談段階で、ある程度この省察いられるとか、そういうところですね感触とか、
0:40:18	そこら辺をちょっと次回面談の方でちょっとお願いしたいなというふうに思っております。
0:40:23	機構からは以上です。
0:40:25	はい、規制庁の方でありがとうございます。ちょっと今のあれですがちょっと助スケジュール的なことも今最後に、お話できる範囲で聞こうかなと思ったんだけど、何かあり。
0:40:36	ありえもあります。
0:40:40	はい。こちら人形峠です。人形峠の青柳です。スケジュールというのは具体的にいついつまでというのはまだ明確になってございません。ただ、
0:40:50	今年度は、基本設計をして、許認可を進める上で必要な情報というのを、今年度中に、
0:41:01	得ようというふうに考えてございまして、
0:41:05	それを踏まえて、次年度、次年度のどこのタイミングかわかりませんが、次年度あたりから許認可に進んでいきたいというふうに今考えているところでございます。
0:41:17	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます。今年度中のいろいろ基本設計とかね、その申請に必要な情報収集ってのはわかりました。
0:41:29	その他、特になければこれで面談終わりいたしますがよろしいですか。
0:41:37	人形峠アオヤギです。ありがとうございます。はい。それでは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:42	へ、減少機構の人形峠環境技術センターの加工施設の廃措置に向けていろいろ作業されてますけど今後の設備の新設に係る説明と面談ということで、
0:41:55	いただきました。これで終わりにいたしたいと思いますどうもありがとうございました。
0:42:01	ありがとうございました。
0:42:04	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。